

# 青森県報

第四千八十七号

平成二十七年  
十二月十八日  
(金曜日)

## 目 次

### 告 示

保安林の指定施業要件の変更	(林政課)	一
公共測量の実施	(監理課)	一
右 同	(同)	二
道路の区域の変更	(道路課)	二
道路の供用の開始	(同)	二
青森県屋外広告物条例の規定による禁止区域等の指定の一部改正	(都市計画課)	三
公 告		
公有財産の売却に係る一般競争入札	(行政経営管理課)	三
青森県福祉のまちづくり条例による適合証の交付の公表	(障害福祉課)	四
大規模小売店舗の新設に関する届出	(商工政策課)	四
大規模小売店舗の変更の届出	(同)	五
電子計算組織の購入に係る一般競争入札	(会計管理課)	六
建設業者の許可の取消し	(三八地域民局)	八
右 同	(上北地域民局)	八

## 告 示

## 示

青森県告示第八百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更するので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成二十七年十二月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

むつ市川内町新田二九〇の四六

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及びむつ市役所に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第八百八十三号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年十二月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

東北農政局津軽土地改良建設事務所津軽北部二期農業水利事業建設所

二 測量の種類

公共測量(基準点測量)

三 測量の期間

平成二十七年十二月七日から平成二十八年三月七日まで

四 測量の地域

つがる市牛瀧町・稲垣町

青森県告示第八百八十四号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年十二月十八日

一 測量計画機関

青森県知事 三 村 申 吾

東北農政局津軽土地改良建設事務所津軽北部二期農業水利事業建設所

二 測量の種類

公共測量(基準点測量、水準測量)

三 測量の期間

平成二十七年十二月七日から平成二十八年三月二十五日まで

四 測量の地域

つがる市稲垣町

青森県告示第八百八十五号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。  
なお、その関係図面は、告示の日から平成二十八年一月十七日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

1	図面番号	道路種類の	路線名	変	更	の	区	間	変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
県道			常海橋銀線						前	二二・三・九〇メートルから 四五・七〇メートルまで	三六七・〇〇メートル	
									後	二二・三・九〇メートルから 四七・五〇メートルまで	三六七・〇〇メートル	
				南津軽郡藤崎町大字福館字西田三三九の一から 南津軽郡藤崎町大字福館字西田三三三の二まで								

青森県告示第八百八十六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十八年一月十七日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道常海橋銀線	北津軽郡板柳町大字常海橋字稲葉三二四から 北津軽郡板柳町大字滝井字滝袋二四八まで 南津軽郡藤崎町大字福館字西田三三九の一から 南津軽郡藤崎町大字福館字西田三三三の二まで	平成二七・三・一六
		"

青森県告示第八百八十七号

昭和五十一年六月十九日青森県告示第四百六十一号（青森県屋外広告物条例の規定による禁止区域等の指定）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十二月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

第一号4中(七)を(八)とし、(六)の次に次のように加える。

(七) 北海道旅客鉄道株式会社北海道新幹線

附 則

この告示は、平成二十八年三月二十六日から施行する。

# 公 告

県有財産の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

平成二十七年十二月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項  
次に掲げる土地（建物、工作物等を含む。）の売却

所 在 地	地 目	地 積（平方メートル）
弘前市大字西城北一丁目三の六、三の七、三の九	宅 地	六、六八五・六四
弘前市大字吉野町四の五、五の一	宅 地	四、三〇四・六一

二 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者に該当しない者であること。

三 売却する物件を示す場所

一に掲げる土地の所在地

四 売却する物件の地積測量図等の書面、契約条項を示す場所及び入札案内書の交付場所

青森市長島一丁目の一 青森県総務部行政経営管理課

東京都千代田区丸の内二丁目七の二 東急リパブル株式会社ソリューション事業本部

五 入札及び開札の場所及び日時

1 入札場所

青森市長島一丁目の一

青森県総務部行政経営管理課

2 入札日時

平成二十八年二月二日 午前九時から

平成二十八年二月九日 午後五時まで（必着）

土曜日、日曜日及び祝日の受付は、行わない。

3 開札場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎 西棟七階B会議室

4 開札日時

平成二十八年二月二十三日 午前十時から

六 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

七 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

八 代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

九 その他

- 1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- 2 物件の引渡しは、現状有姿により行うので、入札参加者は、必ず入札前に現地の確認をすること。

青森県福祉のまちづくり条例による適合証の交付の公表

青森県福祉のまちづくり条例（平成十年十月青森県条例第四十六号）第十三条第二項の規定により、次のとおり適合証を交付したので、同条第三項の規定により公表する。

平成二十七年十二月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

適合証交付に係る 公共的施設の名称	所 在 地	種 類	交付年月日
ケーズデンキ三沢店	三沢市南町二丁目三二の一六一	物品販売 業を営む 店舗	平成二十七年 十二月十八日

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十七年十二月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
- ユニバース福地店、ツルハドラッグ南部町店
- 三戸郡南部町大字苦米地字白山堂一の二外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一  
代表取締役 三浦紘一

2 芙蓉総合リース株式会社

東京都千代田区三崎町三丁目三の二三  
代表取締役 佐藤隆

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一  
代表取締役 三浦紘一

2 株式会社ツルハ

北海道札幌市東区北二四条東二〇丁目一の二一  
代表取締役 鶴羽順

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十八年七月三十一日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

二、五九三平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

一五六台（位置は、届出書添付図面のとおり）

2 駐輪場の位置及び収容台数

五四台（位置は、届出書添付図面のとおり）

3 荷さばき施設の位置及び面積

一九四・五平方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

五五・一立方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(一) 株式会社ユニバース

開店時刻 午前九時（ただし、年間十日は午前五時）

閉店時刻 午後十時

(一) 株式会社ツルハ

開店時刻 午前六時

閉店時刻 午後十一時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前五時三十分(ただし、年間十日は午前四時三十分)から午後十一時三十分

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

三か所(位置は、届出書添付図面のとおり)

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(一) 荷さばき施設

午前六時から午後九時

(二) 荷さばき施設

午前六時から午後九時

八 届出年月日

平成二十七年十一月三十日

九 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び南部町役場

2 期間

平成二十七年十二月十八日から平成二十八年四月十八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、南部町役場にあつては、その執務時間内とする。

十 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十八年四月十八日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(二) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十七年十二月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

DCMホームマック長苗代店

八戸市大字長苗代字観音堂八〇の二

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

三菱UFJリース株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目五の一

代表取締役 白石正

三 変更しようとする事項

区 分	変 更 前	変 更 後	変更年月日
大規模小売店舗の設置に関する事項	駐車場の位置及び収容台数 二二〇台	一六六台(位置は、届出書添付図面のとおり)	平成二六・八・八
駐輪場の位置及び収容台数	一六四台	四〇台(位置は、届出書添付図面のとおり)	

四 届出年月日

平成二十七年十二月七日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び八戸市庁

2 期間

平成二十七年十二月十八日から平成二十八年四月十八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十八年四月十八日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

電子計算組織の購入に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十七年十二月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

1 次に掲げる物品（以下、「調達物品」という。）に係る一連の調達とする。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の適用を受ける。

(一) 電子計算組織（五所川原工業高等学校） 一式

(二) 電子計算組織（木造高等学校） 一式

(三) 電子計算組織（青森中央高等学校） 一式

2 調達物品に要求する性能等は、それぞれの入札説明書による。

3 右に掲げる(一)から(三)までごとにそれぞれの入札とする。

二 納入期限

平成二十八年三月二十五日

三 納入場所

それぞれの入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十六年六月二十七日青森県告示第五百二十七号（物品等の競争入札参加資格）の一又は平成二十七年一月三十日青森県告示第五十八号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定によりAの等級に格付された者であること。

3 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成十二年一月二十一日付け青管第九百十二号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

4 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

5 入札説明書に明記されている入札に参加する者の提出書類を適正に提出しているものであること。

五 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

2 提出部数 二部

3 提出時期等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に係る書類を添えて、平成二十八年一月十三日までに青森県出納局会計管理課長に提出しなければならない。また、

申請書の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) (一)の説明又は内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

4 提出場所

青森市長島一丁目の一

青森県出納局会計管理課物品調達グループ

電話 〇一七 七三四 九一〇五

六 入札説明書の交付等

入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市長島一丁目の一

青森県出納局会計管理課物品調達グループ

電話 〇一七 七三四 九一〇五

七 入札開札の日時及び場所

1 日時

平成二十八年一月二十八日(時間は、それぞれの入札説明書による。)

2 場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎東棟一階 会計管理課入札室

八 入札執行回数

原則として三回を限度とする。

九 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金は免除するものとし、契約保証金は青森県財務規則(昭和三十九年三月青森県規則第十号)第百五十九条の規定による。

十 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十一 契約の締結

1 落札決定の日から七日以内に契約を締結する。

2 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が四に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。

十二 入札条件

青森県財務規則に定める入札者心得書(ただし、第四条第八項を除く。)を遵守するほか、入札説明書による。

十三 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百八分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

十四 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

2 入札の無効 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 契約書作成の要否 要

4 その他 詳細は、入札説明書による。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased:

(1) Computer System  
(Goshogawara Technical High School)  
Quantity: 1set

(2) Computer System  
(Kizukuri High School)  
Quantity: 1set

(3) Computer System  
(Aomoriichuou High School)  
Quantity: 1set

2 Due date:

25 March, 2016

3 Time limit for tender:

28 January, 2016 (Please refer to a bid

Manual in time.)

4 Contact Point for the notice:

Account Management Division  
Accounting Bureau  
Aomori Prefectural Government  
1-1-1 Nagashima  
Aomori City, Aomori 030-8570  
JAPAN  
TEL 017-734-9105

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十七年十二月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 三並建設株式会社
- 二 代表者の氏名 三並 圭三
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市城下二丁目四の八
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二四）第三〇八六号
- 五 取消年月日 平成二十七年十一月十九日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
建築、大工、鉄筋工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成二十七年十月二十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十七年十二月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社グリーン東北
- 二 代表者の氏名 蛭沢 伸枝
- 三 主たる営業所の所在地 上北郡東北町字向屋敷三〇の七
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二四）第一四五六〇号
- 五 取消年月日 平成二十七年十一月二十五日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
土木、建築、とび・土工、管、鋼構造物、ほ装、しゅんせつ、水道施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成二十七年十一月十九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

（発行者・発行人）  
青森市長島二丁目一番一号  
青 森 県

（印刷所・販売人）  
青森市第一問屋町二丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭